飯塚市民事暴力相談センターだより

（令和５年３月号　NO.83号）

暴力団との関係を断ちましょう！

○　**公安委員会による勧告の適用除外**（福岡県暴力団排除条例第22条・第23条関係）

市民・事業者が暴力団活動への利益供与などの禁止行為を行った場合、公安委員会による勧告（行為の是正を求めること）の対象となっていますが、自ら進んで申告し、再び禁止行為を行わないことを誓約した場合は、その勧告は行われないこととされています。

暴力団からの不当請求を現に受けている場合はもちろん、過去に暴力団に対してみかじめ料など金品を供与したことがある場合も相談してください。

○　**暴力団からの離脱を促進するための措置**（福岡県暴力団排除条例第12条の2関係）

暴力団離脱者や暴力団離脱者を雇用する事業者に対し、関係機関と連携を図りながら、雇用や就労の支援を県が行うこととされています。

雇用する事業者に対しては、雇用給付金（暴力団離脱者を雇用）最大72万円（雇用から1年間）身元保証制度（暴力団離脱者により被った損害等に対する見舞金）最大200万円（雇用から1年間）があります。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇暴力団に関する相談先一覧◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

※　暴力団に関する事、暴力団を辞めたいなどの相談
暴力追放ダイヤル　　092-622-0704（平日9:00～17:45）

※　暴力団離脱者の雇用に関する相談
（公財）福岡県暴力追放運動推進センター　092-651-8938

※　自己の氏名等は話したくない方の相談
匿名通報ダイヤル　　0120-924-839（平日9:00～18:15）

※　電話での相談に抵抗がある方の相談
福岡県警察相談メール　福岡県警察ホームページから（24時間対応）

上記相談先以外の各警察署等でも相談は受付します。

現在被害にあっている方、過去に被害にあった方、それらの情報を知っている方など、秘密は厳守しますので、市民の皆様の勇気ある一報お待ちしております。

発　行　飯塚市役所　防災安全課　消防安全係内（飯塚市民事暴力相談センター）
住　所　〒820-8501　飯塚市新立岩５番５号
ＴＥＬ　0948―22―3883　・　FAX　0948―22―5754